



市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組んでいます。

3回目のワクチン接種について

◎2回目の接種を完了した方へ接種券を送付

令和3年6月15日～7月15日に2回目の接種を完了した方へ

接種券を発送しています。2月5日までに届かない場合は、問い合わせてください。

7月16日～31日に2回目の接種を完了した方には、2月中旬に発送予定です。

そのほかの方にも接種券を順次発送しますので、慌てずにお待ちください。

接種券に同封した案内などを

◎接種の予約について

接種券に同封した案内などを

読み、ワクチンの効果や副反応を考慮して接種を検討してください。

令和3年6月15日～7月31日に市の集団接種会場で2回目の接種を完了した65歳以上の方の接種券には、既に接種の日時などが記載されています。変更を希望する場合は、接種券に同封の案内に従って手続きをしてください。接種を希望しない場合は、キャンセルの手続きをしてください。

◎医療従事者、高齢者施設の入所者・従事者

1月から接種が始まりました。勤務先や入所施設で接種しない方は、市の集団接種会場や、個別接種の指定病院を予約し、接種してください。

◎接種当日の持ち物

※接種券付き予診票
※本人確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)
※お薬手帳(持病のある方など)
※接種券付き予診票は切り離さずにお持ちください。

◎接種券は集団接種だけでなく

布製マスクが昭島市へ配分されるかどうかは未定です。配分された場合は、配布方法などが決まり次第、「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

昭島市役所 ☎042-544-5111(代表) FAX 042-546-5496

【送付内容】

- *接種券付き予診票
- *新型コロナワクチン追加接種(3回目)のお知らせ
- *新型コロナワクチン予防接種についての説明書
- *追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ

▼3回目接種の会場・指定病院

	会場・病院名	所在地	使用ワクチン
集団接種	フォレスト・イン昭和館	拝島町4017-3	武田/モデルナ社製
	アキシマエンスシス体育館	つつじが丘3-3-15	ファイザー社製
個別接種	竹口病院	玉川町4-6-32	武田/モデルナ社製
	昭島病院	中神町1260	武田/モデルナ社製
	昭和の杜病院	宮沢町522-2	武田/モデルナ社製
	うしお病院	武蔵野2-7-12	ファイザー社製
	東京西徳洲会病院	松原町3-1-1	ファイザー社製

※接種券は集団接種だけでなく

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

昭島市役所 ☎042-544-5111(代表) FAX 042-546-5496

一人ひとりが感染症対策を

変異株などにより、市内でも感染者数が増えています。感染防止のため、マスクを着用し、うがいと手指消毒をしっかりと行い、密集や不要不急の外出を避けましょう。

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

市内事業者応援金(第3弾)の申請は2月28日まで

国の月次支援金または東京都中小企業者等月次支援給付金を受給している、市内の中小企業者や個人事業主を対象に、市が応援金を支給します。詳しくは、申請要項をご覧ください。問い合わせは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

申請要項の配布 市役所産業活性課、東部出張所、あいぽつく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館、昭島市商工会で(閉所・休館日を除く)市ホームページからダウンロードも可

申請期限 2月28日(必着) ☆詳しくは、産業振興係へ。

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

昭島市役所 ☎042-544-5111(代表) FAX 042-546-5496

住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金を支給

忘れずに申請を!



二次元コードはこちら▶

①または②に該当する世帯へ、1世帯につき10万円を支給します。ただし、住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯は、対象となりません。また、①と②の両方に該当する場合、重複して申請はできません。

☆詳しくは、昭島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎042-544-5125(平日の午前8時30分～午後5時)、または、ファックス042-544-5131へ。

① 住民税均等割 非課税世帯 令和3年12月10日時点で昭島市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯が対象です。

対象と思われる世帯へ、2月1日から順次、申請書類を送付します。必要事項を記入し、返送してください。

② 家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変(収入が減少)し、世帯全員のそれぞれの年間収入見込み額が、①と同様の水準となる世帯が対象です。

2月1日～9月30日に申請が必要です。

- *申請書・案内は、非課税世帯等臨時給付金窓口(市役所内)、市役所福祉総務課、東部出張所、あいぽつく、教育・発達総合相談窓口(アキシマエンスシス校舎棟内)、くらし・しごとサポートセンター(昭和町2丁目)で配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。
- *令和3年1月～4年9月のうち任意の1か月の収入を、年収に換算して判定します。
- *対象となる世帯の収入の目安については、市ホームページをご覧ください。

市内のワクチン接種場所へのタクシー利用費を助成

自己負担額 片道500円(現金のみ)

新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場や個別接種の指定病院(いずれも市内)への交通手段として、次のタクシー事業者を利用した場合に、500円を超えた分の運賃を助成します。1回目～3回目の接種のいずれも、往路・復路ともに利用できます。

- *昭島交通 ☎042-541-0107
- *拝島交通 ☎042-541-0006
- *京王自動車昭島営業所 ☎042-543-9966
- *個人タクシー(五十嵐) ☎090-8343-3469



【対象】

- *身体障害者手帳を持つ方
- *基礎疾患のある方(精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を持つ方を含む)
- *60歳以上(昭和37年4月1日以前生まれ)の方

【利用方法】

- 乗車時(配車を依頼する際は依頼時)に、ワクチン接種のタクシー利用費助成であることを伝え、接種券を提示してください。身体障害者手帳を持つ方は、併せて提示してください。また、基礎疾患のある方は、その旨を伝えてください。
 - 降車時に運転手に500円(現金のみ)を支払ってください。
- ※途中で別の場所に立ち寄る場合は、助成の対象となりません。
- ※障害者割引引きとの併用はできません。
- ☆詳しくは、市役所交通安全係へ。